別記様式第１号

新潟市公告第３１９号

# 入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第 8 条の規定に基づき公告します。

平成１８年7月２５日

新潟市長　篠　田　　昭

１　入札に付する事項

| | |
|---|---|
| （1）番　号 | 第７７９６２号 |
| （2）品　名 | 救助工作車（Ⅱ型）ぎ装 |
| （3）品質・規格・数量など | 仕様書のとおり　１式 |
| （4）契約の条項を示す場所 | 新潟市企画財政局財政部契約課 |
| （5）入札日時・場所 | 平成１８年8月２２日　午後1時４０分<br>新潟市役所第１分館　契約課入札室 |
| （6）履行期限・履行場所 | 平成１９年3月8日<br>亀田消防署 |
| （7）入札保証金 | 新潟市契約規則第１０条第２号により免除 |
| （8）入札を無効とする場合 | 新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし，入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。 |
| （9）入札を中止とする場合 | 新潟市契約規則第１９条の規定に該当する場合のほか，対象の入札参加資格者が少数で，競争性が確保できないと判断される場合は，入札を中止することがあります。 |
| (10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置 | 談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，前項の規定によるほか，抽選により入札者を決定するなどの場合があります。 |
| (11) 契約保証金 | 新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によります。 |

| | |
|---|---|
| （12）予定価格 | 公表しません。 |
| （13）最低制限価格 | 設けません。 |
| （14）契約締結について議会の議決を要するための仮契約 | 有 |

2　入札参加資格の要件

（１）　本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）　指名停止措置を受けていない者

3　入札の参加手続

（１）　一般競争入札参加申請書（別記様式第２号）を２部持参申請してください。
なお，入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（２）　提出先　　新潟市企画財政局財政部契約課物品契約係
〒９５１－８５５０　新潟市学校町通１番町６０２番地１
新潟市役所第１分館４階
電話　　０２５－２２８－１０００（代表）
ＦＡＸ　０２５－２２５－３５００

（３）　入札参加申請期限　　平成１８年８月９日

（４）　受付期間　入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前９時～午後５時
（土・日・祝日を除く）

4　質疑書の提出について

説明会を開催しませんので，質疑事項がある場合は，下記により，必ず質疑書を提出してください。提出は，入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

①　様式　　別紙様式に準じて作成してください。

②　提出期間　平成１８年８月３日（木）午後５時まで

③　提出先　　新潟市企画財政局財政部契約課物品契約係

④　その他　　電話での受付は一切しません。
ＦＡＸ（０２５－２２５－３５００）のみの受付となります。
回答は，個別にＦＡＸするほか８月８日に入札控室で掲示します。
連絡用に返信用ＦＡＸ番号を記入願います。
質疑書には，正確な番号及び品名を記入願います。

5　入札時の注意事項

①　入札時間に遅れた場合は，入札に参加できません。

②　代理人が入札する場合は，委任状を提出してください。

③　落札者の決定にあたっては，入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とするので，入札参加申請者は，消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額

の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

④　入札参加申請後に入札を辞退する場合は，書面で届け出てください。

⑤　入札に参加される方は，入札参加申請者毎に原則１名とします。

6　落札者の決定

落札者が決定したときは，直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

別記様式第２号

# 一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記入札の入札参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定により申請します。

記

| | |
|---|---|
| 公告年月日 | |
| 番　　号 | |
| 品　　名 | |

別紙様式

# 質　　疑　　書

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　番　号
２　品　名

| 質　疑　事　項 |
| --- |
| |

平 成 １ ８ 年 度

# 救助工作車（Ⅱ型）
# ぎ装仕様書

新 潟 市 消 防 局

## 第１　総　則

### １　目　的

本仕様書は，当市が平成１８年度に購入する救助工作車Ⅱ型（以下「本車両」という。）のぎ装について定める。

### ２　適合法令等

本車両の製作は，仕様書及び承認図書による他，次に掲げる法令等に適合し，かつ，緊急自動車として承認が得られるものとする。

（１）消防防災設備整備費補助金交付要綱(平成１４年消防消第７０号)
（２）道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
（３）道路運送車両法（昭和２６年運輸省令第１８５号）
（４）その他の関係法令等

### ３　概　要

本車両は，ダブルキャブオーバー型消防専用シャシーに，ウインチ，クレーン，発電照明，高圧噴霧消火装置，救助器具用油圧発生各装置を装備した車両に，救助用資機材を積載しあらゆる災害において安全，確実，迅速に救助活動が行なえるものとする。

### ４　製作上の問題処理等

（１）ぎ装は救助工作車Ⅱ型として，当市が別に契約するシャシーに行うものであり，製作にあたってはシャシーメーカーと緊密な連絡を保ち，誠意を持って行なうこと。
（２）シャシーは契約後三箇月以内にシャシーメーカーから引渡しを受けることとする。又，シャシーメーカーとその完成物について連帯で製品の責任保証をすること。
（３）シャシーメーカーより引渡しを受けた車両の保管責任は，当市の納入検査を受けるまでの間は，ぎ装メーカーが負うものとする。
（４）仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要な場合は，当市とその都度速やかに協議し，承認を得たあと施工すること。
（５）仕様内容の解釈については，当市の解釈に従うこと。
（６）本車両製作にあたり，工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は，受注者においてこれらの問題を解決すること。
（７）ぎ装製作にあたり，装備品，取付品，取付装置及び積載品等で，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得ること。

## 第２　提出書類

### １　承認図書

契約後速やかに当市と細部打合せを行ない，細部打合せ後１箇月以内に次の書類（A

４版に製本）を３部提出（１部は承認後受注者へ返却する。）し，承認を受けること。
（１）製作工程表
（２）改造自動車計算書
　ア　最大安定傾斜角度
　イ　前後輪最大荷重（軸重）
　ウ　走行性能（出力性能曲線）
（３）製作図等
　ア　ぎ装諸元明細書
　イ　ぎ装外観５面図
　ウ　資機材収納ボックス製作図及び積載要領図
　エ　車体骨組図
　オ　動力伝達装置関係図
　カ　電気系統図及び配線図
　キ　ウインチ装置関係図
　ク　クレーン装置関係図
　ケ　発電照明装置関係図（操作盤を含む。）
　コ　高圧噴霧消火装置関係図
　サ　救助器具用油圧発生装置関係図
　シ　はしご昇降装置関係図
　ス　使用材料一覧表
　セ　取付品及び付属品一覧表（メーカー名及び型式）
（４）その他当市が指示したもの

## ２　着手届

承認図書の審査を受けた後，着手届を１部提出し，着工するものとする。

## ３　進ちょく状況の報告

工程ごとの進ちょく状況を示す書類，写真を１部提出すること。

## ４　完成図書

納入時に次の書類（Ａ４版に製本）を１部提出すること。
（１）製作承認図
（２）資機材積載要領図
（３）使用材料一覧表
（４）使用電球一覧表
（５）使用ヒューズ一覧表
（６）装備品一覧表及び保証書
（７）資機材一覧表及び保証書
（８）各種取り扱い説明書
（９）性能試験結果書

（10）車検証の写し
（11）納品書，納品明細書
（12）その他，当市が指示するもの

### 5　写真（カラーE版，又はデジタルカメラ写真と写真を保存したＣＤ付）

**次に掲げる写真（Ａ４版ファイルに製本）を，４部提出すること。**

（１）製作工程に基づく，シャシーから完成車までの状況を撮影したもの。
（２）工程ごとの塗装状況が確認できるもの。
（３）完成車（新規登録後のナンバー付）上部前後左右の正面及び斜めから撮影したもの
（４）その他，当市が指示するもの

### 6　その他

完成車両の写真入りパンフレット（Ａ４版折込式）５００部

## 第3　ぎ　装

### 1　完成車両の寸法及び重量

（１）全　　長　　７．８メートル以下
（２）全　　高　　３．７メートル以下
（３）全　　幅　　２．５メートル以下
（４）車両総重量　　１２．５トン未満

### 2　主な装備品

（１）ウインチ装置（最大引張能力５トン以上）
（２）クレーン装置（最大吊上げ能力２．９トン以上）
（３）発電照明装置（メタルハライド投光器）
（４）救助器具油圧発生装置
（５）三連はしご動力昇降装置
（６）高圧噴霧消火装置

### 3　取付品及び付属品

別表１のとおりとし，同等以上の品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し，新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

### 4　ぎ装上の留意事項

（１）ぎ装材料の厚さは次によるものとし，車体上部及びステップ等はアルミ縞板とする。
ア　車体上部　　３．５ミリメートル以上（アルミ縞板）
イ　側　　板　　２．０ミリメートル以上

ウ　サイドエプロン　　１．２ミリメートル以上
エ　フェンダー　　１．０ミリメートル以上

（２）ぎ装は，堅ろうで耐久性に優れ，長期の使用に十分耐えられる構造とすること。
（３）ぎ装は，努めてアルミ板，ステンレス鋼を使用し，総合的な重量軽減を図るとともに，車体の重量バランスを十分考慮すること。
（４）ぎ装は，全般にわたり防蝕，防水性及び耐水性を十分考慮すること。
（５）車体の骨組みは，完全に自立する構造とし，側板，腰板等に直接荷重がかからない構造とすること。
（６）枠組み等のシャシーフレームへの取り付け及び取付品等の取り付けは，原則として弛緩しない方法のボルト締めとすること。
（７）各装置及び取付品等の周囲には点検整備及び修理に必要なスペースを確保するとともに，必要により，点検口又は点検扉を設けること。
（８）ステップ，足掛かり，手すり，握り棒等を必要な場所に取り付けること。
（９）車外に設ける手すり，保護枠等はステンレス製とすること。
（10）ブラケット，ステップ，足掛かり，手すり，握り棒等を取り付ける部分は，十分な補強を施すこと。
（11）はしご，タラップ及びステップ等は，堅ろうかつ昇降容易な構造とすること。
（12）灯火類には，必要に応じて保護枠を取り付けること。
（13）はしご，タラップ，ステップ等の踏み込み部分及び資機材積載等による塗装剥離の恐れのある部分には，アルミ板又はステンレス板を張ること。
（14）車体の骨組みや板材の切断端末は，危害防止のため面取りを施し，飛び出したボルト類は短くするなどの工作を行なうこと。
（15）燃料油口は，給油に際し容易な位置に設けること。
（16）車体両側面のリアフェンダーは，タイヤ交換，タイヤチェーン掛け及びタイヤチェーン着装時の走行において支障とならない構造とすること。

## 5　キャブ

別に定めるシャシー仕様書による他，次のとおりとする。

（１）昇降用ステップ
ア　キャブ両側に，重装備の隊員が容易に昇降できるステップ等を設けること。
イ　ステップは，３．５ミリメートルアルミ縞板張りとすること。

（２）作業台
ア　キャブ屋根上部に作業台を設けること。
イ　作業台は，可能な限り広くすること。
ウ　作業台の床板は，３．５ミリメートル以上のアルミ縞板とすること。
エ　周囲に１段手すりを取り付けること。

（３）フロントバンパー
ア　フロントバンパーは，奥行きを十分に取り，ウインチ装置の取付けを考慮したものであること。
イ　鋼板の厚みは，３．２ミリメートル以上とし，上部は３．５ミリメートルのア

ルミ縞板とする。

## 6　車　体

車体は，鋼板製とし，走行による振動に十分に耐えられ，各種救助用資機材をその機能を損なうことが無く，安全かつ確実に積載できるとともに，隊員が容易に積み下ろしができる堅固な構造とし，ぎ装要領は次のとおりとする。

（1）車体の骨組みと積載枠は，それぞれ自立した構造とし，積載枠は積載する資機材等の変更に伴う改造が容易に行なえるユニット式とすること。

（2）車体上部は，雨水が滞留及び車体内部へ浸水しない構造のアルミ縞板張りとすること。

（3）車体の区画

ア　車体中央で左右に分割し，さらに両側を３～５区画に分割すること。

イ　下部は可能な限り，大型の収納ボックスとすること。

ウ　各区画には，収納する資機材に合わせた鋼板製の棚を設けること。

（4）扉は，次のとおりとする。

ア　車体両側上部資機材収納ボックス

（ア）アルミ合金製，1 枚シャッターとする。

（イ）開閉が任意の位置で停止できること。

（ウ）開閉状態を確認できるリミット装置を設け，表示灯をキャブ内に取り付けること。

（エ）資機材収納部の各扉や引き出しレール等の未収納によるシャッター等の損傷を防止できるものとする。

イ　車体両側下部資機材収納ボックス

（ア）ダンパー式のステップ兼用（チェーンレス）とする。

（イ）二重構造とし，内側はアルミ縞板張りとする。

（ウ）扉開放時，扉とボックスの床面が同一の高さとなること。

（エ）扉の両側に閉扉時のロック装置を設けること。

（オ）周囲に黄色の反射テープを貼ること。

ウ　各ボックスには，必要によりスノコ板又はクッションゴムを敷くこと。

エ　各ボックスに，内径１５ミリメートル程度の水抜き穴を２個設け，パイプを接続し，車体下方まで延長すること。

（5）車体両側面のリアフェンダー

ア　展開式ステップ（チェーンレス）とする。

イ　二重構造とし，内側はアルミ縞板張りとする。

ウ　収納時のロック装置を両側に設けること。

エ　周囲に黄色の反射テープを貼り付けること。

（6）資機材の収納方法は，次のとおりとする。

ア　可能な限り同一用途ごとにまとめること。

イ　重量物は，可能な限り下部に収納する。

ウ　積載する資機材に応じて，ローラー又は引き出し装置等を設け，容易に車外へ

引き出せる構造とすること。

なお，高所は斜め引き出し装置とすること。

エ　ロープ，カラビナ，救助用縛帯，滑車等は，容易に出し入れが可能な吊り下げフック付の引き出しレール式とすること。

オ　携帯救助器具（掛矢，ツルハシ，バール，金てこ，斧等）は，容易に出し入れが可能なパネル式の引き出しレールとする。

カ　救命索発射銃は，鍵付ボックスを設け格納すること。

キ　バスッケットストレッチャーは，車体上面に脱着が容易に行なえる構造の固定装置を設け積載すること。

ク　空気呼吸器用ボンベ（５本以上）を，飛び出し防止装置付の収納棚を設け積載すること。

ケ　助手席付近に空気呼吸器固定装置を設けること。

コ　携帯拡声器は，キャブ内中央部の天井にブラケット（２個）を設け積載すること。

サ　車体後部に，車輪止（４個）の収納枠を設けること。

シ　付属品等のある資機材は，取手付のアルミ製収納箱を作成し収納すること。

なお，収納箱は，振動等により中の資機材が破損しない構造とし，収納する資機材名を記入すること。

資機材は，脱着が容易な固定装置又はベルト等で固定すること。

ス　本仕様書に明示されていない資機材の収納方法等は，別途打合せにより指示する。

## 7　積載品及び積載装置等

安全確実に積載でき，容易に取り外しができる堅個な装置を備え，別表２，３のとおりとし，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得ること。

（１）はしご昇降装置（佐藤工業所　ＳＳＡ－Ⅱ）は，三連はしご及びかぎ付はしごを積載できるもので車体上部左側に取り付けること。

（２）昇降用はしご等

車体上面への昇降用はしご・ステップ等を次のとおり取り付けること。

ア　車体前方左右及び後方右側の３箇所に取り付けること。

イ　主管及び横桟は，外径２５ミリメートルのステンレス管とする。

ウ　主管の幅は，３００ミリメートル程度（スペース的に無理な場合は，可能な限り広くする。）とし，外側主管の先端は上面より４００ミリメートル程度高くすること。

エ　横桟の間隔は，３００ミリメートル程度とする。

オ　はしごと車体の間隔は，２００ミリメートル程度とする。

カ　横桟に滑り止めの措置をすること。

キ　はしごの昇降による車体の塗装損傷を防止するため，保護板（アルミ板）を張ること。

（３）手すり及び握り棒

ア　車体上部に，外径２５ミリメートルのステンレスパイプ製手すりを取り付けること。

イ　キャブ両側に，昇降用の大型握り棒を取り付けること。（４箇所）

ウ　各資機材収納ボックスの付近に，必要に応じて握り棒を取り付けること。

エ　その他，必要な場所に手すり又は握り棒を取り付けること。

（４）バッテリーは，引き出し装置付のボックスを取り付け，コード類はバッテリーの出し入れに支障がないよう十分余裕をとること。

（５）地図収納ボックスは，後部座席握り棒の中央部付近に設けること。

（６）折りたたみ式テーブルは，後部座席前方に設ける。

（７）運転席と助手席の間に，小物及び携帯無線機の収納ケースを設けること。

（８）後部反射器は，車両後部両側に取り付けること。

（９）消防章は，キャブフロント部に朱色の台座を設けて取り付けること。

（10）各フェンダーに，ゴム製の泥除けを取り付けること。

（11）牽引用フック

ア　車両前部に２個取り付けること。

イ　車両後部両側に，車両最大牽引能力に十分耐えられる牽引フックを取り付ける。なお，牽引フックは，車体内部に設け扉を設けること。

ウ　車両両側のリアフェンダー内にD環フックを取り付けること。（３００キログラム以上）

## ８　電装品関係

（１）各電装品の電気配線及び無線電話装置関係の配線は，キャブ内張り内を通すこととし，キャブ本体の貫通部は，雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取り付け箇所が容易に点検できる構造とする。

（２）各装置のスイッチは，十連スイッチを設け取り付けること。

（３）電装品用のメインスイッチを十連スイッチに設けること。

（４）電子サイレンアンプ，無線電話装置本体，ＡＶＭ・ＧＰＳの端末装置，十連スイッチ等は，運転席と助手席の間に大型のコンソールボックスを設け，機能的に，かつ体裁よく取り付けること。

（５）赤色警光灯（標識灯，スピーカー付）

ア　車両前部

（ア）キャブ屋根上面に取付台を設け取り付けること。

（イ）標識灯のスイッチは，十連スイッチに設けること。

イ　車両後部

（ア）車両後部上方に保護枠を設け，左右対称の位置に取り付けること。

（イ）点滅は，前部赤色警光灯と連動させること。

ウ　車両側部

（ア）車両側面後部上方に保護枠を設け，左右対称の位置に取り付けること。

（イ）点滅は，前部赤色警光灯と連動させること。

（６）赤色点滅灯

フロントバンパー両側に取り付け保護枠を設け，スイッチは赤色警光灯と連動させること。

（７）電動モーターサイレン

ア　キャブ屋根上面に取付台を設け取り付けること。

イ　自動吹鳴及び減音スイッチは，十連スイッチに設け，手動用スイッチを単独で助手席付近に設けること。

（８）車外蛍光灯

ア　シャッター上部に車体の周囲を有効に照射できる作業用ライトを，車両側面左右各２箇所取り付け，スイッチを車体前部左右に設けること。

イ　車両後部の上部左右２箇所に，周囲を有効に照射できる作業用ライトを取付け，スイッチを車体後部左右に設けること。

ウ　各資機材収納ボックス内を有効に照明できる保護枠付の照明灯（１２W程度）設け，点灯及び消灯を扉の開閉と連動する構造とするとともに，メインスイッチを十連スイッチに設けること。

（９）車幅灯は，キャブ後方及び車両後方に取り付け，スモールライトと連動させること。

（10）路肩灯は，左右後輪付近に取り付け，スモールライトと連動させること。

（11）後退灯は，車両後部左右の支障とならない位置に取り付けること。

（12）各装置のヒューズは，大型コンソールボックスの付近に専用のボックスを設け取り付けるとともに，銘板を取り付けること。

（13）フレキシブルマイクを，運転者席上部に取り付け，直近にスイッチを設けること。

（14）フレキシブルマップライトを，助手側上部及び後部座席左右の適当な位置に取り付けること。

## ９　無線電話装置等

別添の仕様書による他，次のとおりとする。

（１）無線電話装置本体は，大型コンソールボックスに脱着が容易な埋め込み式で取り付けること。

（２）空中線（アンテナ）はキャブ屋根上面の後方中央部に取り付け，配線は保護管付同軸ケーブル（５Ｄ２Ｖ）で内張り内を通し，無線電話装置本体取付位置まで配線すること。

（３）無線電話装置用ボックス（外部スピーカー用パンチングボード付）は，車体両側に取り付けること。

（４）ＡVM，ＧＰＳ装置

ア　ＡVM，ＧＰＳ装置は，当市の支給品とする。ただし，電源コード類は新品を使用すること。

イ　装置は，大型コンソールボックスの下部等に収納スペースを設け，点検が容易に行なえるよう取り付けること。

ウ　キャブ内用の端末装置は，大型コンソールボックスに脱着が容易な埋め込み式

で取り付け，外部用の端末装置は，外部無線電話装置用ボックス内に取り付けること。

（５）無線デジタル化に備えて，デジタル無線アンテナ取り付け作業等を考慮したものであること。

## 10　ウインチ装置

（１）装置の取り付けは，フロント側に取り付けること。

（２）動力は，車両のトランスミッションＰＴＯから取り出し，クレーン装置と兼用の高圧ポンプを駆動させ，油圧切り替えバルブを介して作動させる。

（３）ウインチ（車両）とワイヤーロープの牽引角度は，前方位約２５度まで対応可能とし，乱巻き，キンク等が生じない構造とする。

（４）ウインチドラムにワイヤーを無負荷で収納する際の，乱巻きを防止できるものであること。

（５）安全装置として，過負荷防止装置及び逆転防止ができるものであること。

（６）ワイヤーロープの先端にシャックルを介して，５トン用の安全チャック付アイフック（防錆メッキ）を取り付けること。又は取付け可能な構造であること。

（７）アイフック収納固定装置を取り付けること。

（８）ウインチドラムのクラッチを切断した状態で，ワイヤーロープが手動で容易に引き出せる構造であること。

（９）クラッチ断・接の他，全ての操作がリモコンで行なえるほか，緊急時は手動操作が行なえる構造であること。

（10）リモコン装置の接続コネクター

ア　フロントバンパー部に設けること。

イ　フロントバンパー

（11）引張速度の調節は，発電照明装置併用時でも無段階に変則操作できる方式であること。

（12）諸元及び性能

| | | |
|---|---|---|
| ア | 型　　式 | 前方向引き |
| イ | 駆 動 方 式 | トランスミッションサイドＰＴＯ油圧駆動方式 |
| ウ | 性　　能 | 最大引張力５トン以上 |
| エ | ワイヤー外径 | １３ミリメートル |
| オ | ワ イ ヤ ー 長 | 有効３８メートル以上 |

（13）付属品

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | ワイヤーロープ | １２ミリメートル×５メートル | |
| | | １０ミリメートル×５メートル | 各２本 |
| イ | シャックル | ３トン | ２個 |
| ウ | 滑車 | ５トン | １個 |
| エ | リモコン装置 | １０メートル延長コード付 | １個 |

## 11　クレーン装置

（１）架装は，車両後部のシャシーフレームとする。
（２）シャシーフレームは，必要に応じて，サブフレーム等により補強すること。
（３）動力は，車両のトランスミッションＰＴＯから取り出し，ウインチ装置の高圧ポンプを駆動させ，油圧切り替えバルブを介して作動させること。
（４）パワーセービングバルブ（流量調整弁）を設けること。
（５）操作部を有効に照明できる照明灯（約２０ワット）を両側に設ける。
（６）操作部左右の見易い位置に，水準器を取り付けること。
（７）操作部の見易い位置に，荷重計を取り付けること。
（８）ブーム先端に照明灯を１個取り付けること。
（９）アウトリガーの上部に，保護枠付の黄色点滅灯を取り付けること。
（10）アウトリガーに，黄色の反射テープを張ること。
（11）アウトリガー用敷板は，クレーン装置付近の左右に収納ボックスを設け収納すること。
（12）クレーン後部に手すり付保護板を取り付けること。

諸元及び性能等

| | | |
|---|---|---|
| ア　型　式 | ユニック　ＵＲＵ－３４３ＧＲＳＫＫ　又は同等品 | |
| イ　最大クレーン容量 | ２．９トン以上 | |
| ウ　最大ブーム長さ | ７．０メートル以上 | |
| エ　最大地上揚 | ９．０メートル以上 | |
| オ　最大作業半径 | ７．０メートル以上 | |
| カ　駆動方式 | トランスミッションサイドＰＴＯ油圧式 | |

（13）付属品

| | | |
|---|---|---|
| ア　繊維スリング | ３．０メートル・５．０メートル | 各２本 |
| イ　シャックル | ３．０トン | ２個 |
| ウ　滑車 | ３．０トン | １個 |
| エ　アウトリガー用敷板 | | ２枚 |

（14）本仕様書に明記されていない事項は，メーカーの標準仕様とする。

## 12　発電照明装置

車両のフルパワーＰＴＯで発電機を動力源とし，制御操作盤，投光器等で構成し，照明や電源供給等の作業が行なえるものであること。

（１）発電機

ア　型　式　　ＧＥ－２４１２型
イ　容　量　　１０キロボルトアンペア
ウ　電　圧　　AC１００ボルト
エ　電　流　　１００アンペア
オ　周波数　　５０／６０　ヘルツ
カ　相　数　　単相
キ　回転数　　１５００／１８００　ｒｐｍ
ク　電　圧　　変動率５パーセント以下

（２）配電制御操作盤

ア　操作盤は，制御版及び配電盤で構成し，発電機と照明装置への電源供給を一体型にしたものとし，扉は防滴構造であること。

イ　型式は，ＳＶＯ－ＣＢ－Ｆ１型とする。

ウ　操作盤の材料は，絶縁性，耐圧性及び強度に優れたものを使用すること。

エ　操作盤は帯電性を有し，各計器，スイッチ類及びコンセントを合理的に配列した最小限の大きさとする。

オ　コンセントは，車体の左右に設けること。

カ　車両走行用エンジンの回転調整装置を操作盤に設け，発電駆動用のエンジン調整レバーを取り付けること。

なお，調整時にシャシー装備の専用ガバナ装置が有効に作動すること。

キ　電圧調整器には，手動により定格電圧のプラスマイナス５パーセント範囲に設定ができる電圧設定器を設けること。

ク　各スイッチには，同容量のノンヒューズブレーカーを設けること。

ケ　操作盤の内部電流回路は，露出部が極めて少ないものとし，他の部分と十分な間隔が保たれ，かつ整然と組み込まれていること。

（３）投光器

ア　投光器は，振動に十分耐えられるよう取り付けること。

イ　投光器の諸元及び性能は，次のとおりとする。

（ア）型　式　　ＳIM－２０１A型×１灯

（イ）伸縮装置　　SVO－１００型

（ウ）使用電圧　　１００ボルト

（エ）ふ仰旋回装置　　無線リモコン式

（オ）予備球　　メタルハライドランプ　２０００ワット×１個

（４）補助照明装置

ア　キャブ上部にふ仰及び旋回可能な補助灯を取り付けること。

イ　補助灯の諸元及び性能は，次のとおりとする。

（ア）型　式　　湘南工作所製　ＭＲ１５DF 型　１灯

（イ）取付位置　　キャブ上部左側

（ウ）予備球　　メタルハライドランプ　１５０ワット　１灯

## 13　救助器具用油圧発生装置

（１）大型油圧救助器具を使用するための油圧発生源である超高圧ポンプを，ウインチ装置，クレーン装置の高圧ポンプと一体化し，車両のトランスミッションＰＴＯより同一軸で駆動させるものであること。

（２）車体の両側（片側２ライン）に油圧システム開閉操作キットを各々取り付け，２段階ポンプ構造で超高圧が容易に取出せる装置を設けること。

（３）油圧ホースのホースリールは，引き出し式の回転台付とする。

## 14　高圧噴霧消火装置

（１）動力は，車両のトランスミッションＰＴＯから取出し，クレーン装置及びウインチ装置と兼用の高圧ポンプを駆動させ，油圧切り替えバルブを介して高圧噴霧消火装置用の油圧モーターと油圧ポンプ作動させること。
（２）高圧噴霧消火装置とウインチ装置及びクレーン装置が，油圧切り替えできる構造とする。
（３）照明装置と併用できる，パワーセービングバルブ（流量調整弁）を設けること。
（４）ポンプ本体，水槽，高圧消火ホース，ノズルは収納スペース及び車両重量バランスを考慮して積載すること。（積載方法は，別途協議する。）
（５）高圧消火ホースのホースリールは，引出し式の回転台付とする。
（６）プランジャーポンプと高圧消火ホース中間に空気注入口を設けること。
（７）水槽は，水量計を設けること。
（８）主要諸元及び性能は，つぎのとおりとする。
ア　プランジャーポンプ　１２～２０メガパスカル程度
イ　水最大吐出量　２０～２５リットル／分
ウ　高圧消火ホース　５０メートル　ボールベアリング付ホースリール
エ　水槽　１２０リットル以上

## 15　自動エンジン回転制御装置

装備される装置を使用する際，最適なエンジン回転数を自動的に選択（各装置を併用して使用する際は，優先される装置の最適なエンジン回転数を選択）する装置であること。
（１）ウインチ装置
ア　ジョイスティックレバー操作時のみ，エンジン回転数が最適な状態になり，操作していないときは，アイドリング状態に戻るものであること。
イ　照明装置と併用時は，照明装置の最適回転数を優先するものであること。
（２）クレーン装置
照明装置と併用時は，照明装置の最適回転数が優先し，各レバーを最大に操作した場合でもエンジン回転数が変わらないものであること。
（３）照明装置
配電操作盤付近に，自動的に照明装置の最適回転数までエンジン回転を引上げる，ロック式スイッチを設けること。
なお，ロック式スイッチをＯＦＦにした場合，エンジン回転はアイドリング状態に戻るものであること。
（４）救助器具用油圧発生装置
ア　油圧救助器具を操作時のみ，エンジンの回転数が最適の状態になるものとし，操作しない時は，アイドリング状態に戻るものであること。
イ　照明装置と併用時は，照明装置の最適回転数を優先させるものであること。
（５）高圧噴霧消火装置
ア　高圧噴霧消火装置を操作時のみ，エンジンの回転数が最適の状態になり，操作しない時は，アイドリング状態に戻るものであること。

イ　発電照明装置と併用時は，発電照明装置の最適回転数を優先するものであること。

## 第４　塗装等

### １　塗装要領

塗装，メッキ及び文字の記入は，上質な材料を使用し，入念に仕上げること。

（１）下　地

ア　完全な錆落とし

イ　洗浄

ウ　プライマー塗り

エ　水研ぎ

オ　サーフェーサー塗り

カ　完全乾燥

（２）上塗り

ア　下地塗装が十分乾燥した後実施

イ　ラッカー３回以上の塗り

ウ　熱風乾燥又は焼付け

エ　コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

### ２　塗　色

（１）朱色（関西ペイントＸＢ－３２７－Ｆ１３ウレタン６０又は同等品以上の物）

タイヤホイールを除く車両外面

（２）オリエンタルグリーン

ボックス内面

（３）黒色

ア　フェンダー内

イ　車体下廻り

（４）銀色

ア　床板

イ　ステップ

ウ　車体上部

（５）その他

（２），（３）については，塗装前にピッチングコート又は同等の塗装を施すこと。

### ３　メッキ

次の部分には，良質なクロムメッキを施すこと。ただし，鉄製品については銅メッキを施した後クロムメッキを施すこと。（ステンレス，アルミ製品を除く。）

（１）各操作バルブ，レバー，ハンドル類

（２）ボックスの蝶番，止め金具類

（３）各種保護枠
（４）手すり
（５）その他，別途指示するもの

### ４　文字等の記入（シール方式可能）

（１）指示位置に，丸ゴシックの白文字で，左右とも車両前方から，新潟市消防局（約１３０ミリメートル角），○○消防署　○○分隊（約１００ミリメートル角）と記入すること。（詳細は別添指示，以下（４）まで同じ）
（２）対空表示をキャブ屋根上に，約６００ミリメートル角の大きさで「新潟　○○R」と２段で記入する。
（３）標識灯には，黒文字で「○○救助」と記入する。
（４）車両前後の指示位置に，丸ゴシック体の白文字で「○○R」（約７０ミリメートル角）と記入する。
（５）その他，車体の塗色以外のライン入れ，本部名及び署名等，エンブレムは，別途打ち合わせによるものとする。

## 第５　検　査

### １　検　査

本仕様書，承認図書及び協議事項に基づいて行なうものとする。ただし，一部の検査については，社内検査成績表等により省略するものとする。

### ２　納入検査

ぎ装メーカーは契約締結した自動車の完成物について，シャシーメーカーとの連帯の責任で履行期限までに，当市の納入検査を受けるものとする。

### ３　中間検査

（１）当市が必要と認める場合に実施するものとし，時期等については，製作工程を考慮し行なうものとする。
（２）製作工程等を考慮し検査日の１４日前までに当市に依頼文書を提出すること。

### ４　最終検査

新規登録後，当市が指定する日時及び場所で行なうものとし，検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は，当市の指示する日までに改修又は取替えを行ない，再度検査を受けるものとする。

## 第６　補　則

### １　登録等の経費

納入までに要する経費は，受注者の負担とする。ただし，車両登録に要する経費のうち，自動車損害賠償責任保険，自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

## 2　保証期間

（1）納入の日から起算して2年間とし，保証書を提出すること。ただし，保証期間経過後といえども，設計不良，製作上の欠陥等による故障等を生じた場合は，無償で修復又は取り替え等を行なうこと。

なお，故障等が生じた場合の修理等については，速やかに対応すること。

（2）納入後に生じた故障等の修理について，その対応がぎ装メーカーまたはシャシーメーカーのいづれか判断のつき難いときの受付窓口はぎ装メーカーとし，責任を持って直ちにこれを処理すること。

## 3　納　入

新潟運輸局新潟陸運支局の新規登録を受けた後，各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ，当市の指示する場所へ納入すること。

なお，シャシーメーカーから搬入を受けた後4箇月以内とする。

## 4　取り扱い説明

当市の担当職員に対して，指示する日程において，専門係員を派遣し取り扱い説明を行なうものとする。

別表1

| 番号 | 品　　名 | 数量 | 仕　　様　　等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 赤色警光灯 | 1式 | パトライト HZE-24VCJ，標識灯， |
| | | | 玉切れ感知装置，スピーカー付(50W×2) |
| 2 | 赤色点滅灯（後部） | 2式 | パトライト　LAR-24T　(保護枠付) |
| 3 | 赤色点滅灯（フロント） | 2式 | パトライト　LAR-24F　(保護枠付) |
| 4 | 赤色点滅灯(側面後部) | 2式 | ホルムス58EHHFC　(保護枠付) リレー付 |
| 5 | 電子サイレンアンプ | 1式 | パトライト　SAP－500FCVZ |
| | | | マイクロホン，マイク延長コード |
| | | | フレキシブルマイク付 |
| 6 | 電動モーターサイレン | 1式 | 大阪サイレン　7N |
| | | | 自動吹鳴装置及び減音装置付 |
| 7 | 作業灯(後部) | 2式 | ホルムス58EHHZFC　(保護枠付) |
| 8 | 照明灯 | 1式 | 湘南工作所　MR－15DF型 |
| | | | 予備電球付 |
| | | | 手動式伸縮柱（SUD－1A型） |
| 9 | 車外蛍光灯（側面上部） | 4式 | ホルムス58EHHZFC　(保護枠付) |
| 10 | ボックス灯 | 1式 | 防衛庁型 |
| 11 | エンジン点検灯 | 1式 | |
| 12 | 車幅灯 | 4式 | サイドマーカーランプ（保護枠付） |
| 13 | 路肩灯 | 1式 | バス型（認定品24V25W） |
| 14 | 十連スイッチ | 1式 | SBW－100 |
| 15 | 車載無線電話装置 | 1式 | 別添仕様書のとおり |
| 16 | AVM･GPS装置 | 1式 | 当市支給 |
| 17 | 外部無線ボックス | 2式 | |
| 18 | 地図収納ボックス | 1式 | |
| 19 | 車内折りたたみ式テーブル | 1式 | |
| 20 | 昇降用はしご | 3式 | |
| 21 | バッテリー引き出し装置 | 1式 | |
| 22 | 牽引用フック | 1式 | 車両前部（シャシー標準）　1　・　車両後部　2 |
| | | | D環フック（リヤフェンダー内）　2 |
| 23 | 消防章 | 1式 | 150㎜，金属製 |
| 24 | 消火器 | 2器 | 自動車用ABC－20型 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 25 | 大型反射板 | 2式 | |
| 26 | 三連はしご昇降装置 | 1式 | 佐藤工業所　ＳＳＡ－Ⅱ |
| 27 | ウインチ装置 | 1式 | |
| 28 | クレーン装置 | 1式 | |
| 29 | 高圧噴霧消火装置 | 1式 | フォグテック |
| 30 | 発電照明装置 | 1式 | |
| 31 | 救助器具用油圧発生装置 | 1式 | |
| 32 | フレキシブルマイク | 1式 | 運転席側上部 |
| 33 | フレキシブルライト | 3式 | 助手席側上部，後部座席の左右上部 |

別表2

| 番号 | 資機材種別 | 数量 | 仕様等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般救助用器具 | | | | |
| 1 | かぎ付はしご | 1 | KHFL－TOT31 | |
| 2 | 三連はしご | 1 | KHFLSIW87（引き綱　クレモナ） | 表引き |
| 3 | ワイヤはしご | 1 | KHFL－Y | |
| 4 | 空気式救助マット | 1 | SL－35 | |
| 5 | 救命索発射銃 | 1 | M－63型 | |
| 6 | サーバイバースリング | 1 | AZ－1004 | |
| 7 | 平担架 | 1 | G－0119 | |
| 8 | ロープ | 2 | 東京製綱　12mm×200m（白･赤M打ち） | |
| 9 | カラビナ | 20 | KA10K | |
| 10 | 滑車 | 5 | TR－300型 | |
| 重量物排除器具 | | | | |
| 1 | 油圧ジャッキ | 1式 | エナパックER－10 | |
| 2 | 油圧スプレッダー | 1式 | ルーカス　LKS35EN（コンビツール）<br>パワーユニット　GS－6R<br>ハンドポンプ　HM－1A<br>ダブルホースリール　DSH－20(ホース付)<br>延長ホース　10m　，　替刃1組 | |
| 3 | ワイヤーロープ | 2本 | 長さ　約5m（10mmさつま仕上げ直径27センチ幅5センチ） | |
| 4 | マンホール救助器具 | 1式 | ロールグリス | |
| 5 | 可搬ウインチ | 1式 | ハベガーＨＩＴ－16，袋付 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 切断用器具 | | | | |
| 1 | エンジンカッター | 1式 | パートナー　K950アクティブ<br>レスキューブレード 12インチ<br>金属用･非金属用　各5枚<br>ダイヤモンドブレード　1枚 | |
| 2 | ガス溶断機 | 1式 | アークエアー | |
| 3 | チェーンソー | 1式 | カッターエッジチェーンソー<br>CT－2165－RS／D8　替刃付 | |
| 4 | 鉄線カッター | 1 | 絶縁ボルトクリッパZBC | |
| 破壊用器具 | | | | |
| 1 | 万能斧 | 1 | RCバール | |
| 2 | ハンマー | 1 | 10ポンド･グラスファイバー柄 | |
| 3 | 携帯用ｺﾝｸﾘｰﾄ破壊器具 | 1式 | ハンディーブレーカー　DA－119H　標準セット<br>ビートル付 | |
| 測定器具 | | | | |
| 1 | 放射線測定器 | 1 | サーベメーター　TGS－133 | |
| 2 | 複合ガス測定器 | 1 | GX－111 | |
| 呼吸器保護用器具 | | | | |
| 1 | 空気呼吸器 | 5 | NM30－815FZ | バルブ角度120度 |
| 2 | 予備ボンベ | 10 | 8L／14.7Mpa　登録記号番号F610 | |
| 隊員保護用器具 | | | | |
| 1 | 革手袋 | 5 | ケブラー　K－19(オレンジ) | サイズL |
| 2 | 帯電手袋 | 5 | YS－101 | サイズL |
| 3 | 防塵メガネ | 5 | SP－16F | |
| 4 | 安全帯 | 5 | 消防型安全帯(カラビナ付) | |
| 5 | 携帯警報器 | 5 | スーパーパス2 | |
| 6 | 防毒マスク | 5 | GM－164 | 吸収缶(酸性ガス) |
| 7 | 陽圧式化学防護服 | 5 | タイケム(ネーム入り) | |
| 8 | 化学防護服 | 2式 | タイケム(ネーム入り)<br>手袋<br>長靴 | |
| 9 | 放射線防護服 | 4 | NUK-5000 | |
| 10 | 個人用線量計 | 4 | ポケット線量計　ADM－102 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 水難救助用器具 | | | | |
| 1 | 潜水器具 | 4式 | BCD／SCUBA PRO GLIDE2000 (AIR2装備)<br>ﾚｷﾞｭﾚﾀｰ／SCUBA PRO MK25TA/S600<br>ｹﾞｰｼﾞ／SCUBA PRO 70m3 ｹﾞｰｼﾞｺﾝｿｰﾙ<br>ｳｴｯﾄｽｰﾂ／5mmﾓﾋﾞｰ ﾂｰﾋﾟｰｽ<br>ﾄﾞﾗｲｽｰﾂ／3.5mm ﾓﾋﾞﾈｵﾌﾟﾚｰﾝ ﾄﾞﾗｲ<br>ﾀﾝｸ／ｱｸｱﾗﾝｸﾞ10Lﾒﾀﾘｺﾝﾀﾝｸ (K2 ﾊﾞﾙﾌﾞ付)<br>ﾍﾙﾒｯﾄ／ｱｸｱﾗﾝｸﾞﾍﾙﾒｯﾄ<br>ﾊﾞｯｸ／DACSﾒｯｼｭ<br>ｸﾞﾛｰﾌﾞ／ﾓﾋﾞｰｱｲｽｸﾞﾘｯﾊﾟｰ<br>ｸﾞﾛｰﾌﾞ／夏用SCUBA PRO ｻｰﾏﾙｸﾞﾛｰﾌﾞ (L)<br>ﾌﾞｰﾂ／TUSA DB3010<br>ﾅｲﾌ／TUSA FK-800<br>ｳｪｲﾄﾍﾞﾙﾄ／TUSA140cm (ﾊﾞｯｸﾙ付)<br>ｳｴｲﾄ／GULL 1Kg 2個 ・ 2Kg 6個<br>ﾏｽｸ／SCUBA PROクリスタルヴュー，イエロー<br>ｽﾉｰｹﾙ／SCUBA PROネクサス，イエロー<br>ﾌｨﾝ／SCUBA PRO ｼﾞｪｯﾄｽﾗｽﾄﾌｨﾝ (L) 色イエロー<br>メモボード／GULL GA－5100<br>シーブライト／ｱｸｱﾗﾝｸ，CL | ｳｪｯﾄｽｰﾂ及びﾄﾞﾗｲｽｰﾂに新潟市消防局と記入<br>詳細は，別途打合せ |
| 2 | 救命胴衣 | 5 | NQS－7 | ネーム入り |
| 3 | 水中投光器 | 5 | SCUBA PUROブルーライト(イエロー) | |
| 4 | 救命浮環 | 5 | P230K | |
| 5 | 浮標 | 1 | 5－A型 | |
| 6 | 水中無線機 | 1式 | オートスケルチ，オートゲイン機能<br>地上局 (防水ケース付) COM－SO3-FFM 1台<br>ダイバー用，COM－UC01―EM－JL 4器<br>ﾌﾙﾌｪｲｽﾏｽｸ マンティスクリアーシリコン 4器 | 当市所有のスクーバホンと交信可能であること |
| 山岳救助用器具 | | | | |
| 1 | バスケット担架 | 1式 | モデル71<br>4ポイントブライダル ﾓﾃﾞﾙ418－1<br>フローテンションカラー ﾓﾃﾞﾙ471 | |

| その他の救助用器具 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 信号機付投光器 | 1式 | カネコ製　30mｹｰﾌﾞﾙ付<br>ｹｰﾌﾞﾙ収納袋<br>三脚<br>ｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ(ﾛｯｸ式から差込式)<br>発電機(ﾎﾝﾀﾞ　EU16i) | |
| 2 | 携帯投光器 | 3 | ユアサ　携帯用ウルトラライトＳⅡＹＢ－4104 | |
| 3 | 携帯拡声器 | 2 | ｻｲﾚﾝ付(防水タイプ) | 電池付 |
| 4 | 応急処置用セット | 1式 | 災害少人数用救急箱(20人用) | |
| 5 | その他の携帯救助工具 | 1式 | ＳＯＳ(ケース付)　1<br>グラスソー(替刃1本付)　1<br>脱出ハンマー　2<br>ハンドグラインダー　1<br>おの(大おの･剣付)　1<br>長さ約935mm　重量約3．8Kg<br>柄の材質　グラスファイバー<br>ツルハシ(バチズル)　1<br>長さ約920mm　重量(頭)約2．3Kg<br>柄の材質　グラスファイバー<br>金てこ　長さ約0．8M　1<br>のこぎり　SilKy　マスター330　1<br>スコップ　角･剣先　各1 | |

別表3

| 番号 | 資 機 材 種 別 | 数量 | 仕　　様　　等 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 重量物排除用器具 | | | | |
| 1 | ﾏｯﾄ式空気ｼﾞｬｯｷ | 1式 | ﾏｲﾃｨﾊﾞｯｸﾞ(Ｖ－12)　2枚<br>ﾏｲﾃｨﾊﾞｯｸﾞ(Ｖ－31)　2枚<br>ＦＧＲ型調整器　1<br>減圧器　1(300型)<br>ｽﾄｯﾌﾟﾊﾞﾙﾌﾞ　4個<br>ＢＶﾎｰｽ(10m)赤･黄　各1本<br>ｽｰﾊﾟｰﾐﾆﾏｲﾃｨﾊﾞｯｸｾｯﾄ(Aｾｯﾄ)　1セット | |
| 2 | 大型油圧ｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ | 1式 | ルーカス　ＬＳＰ40ＥＮ<br>チェーンセット　ＫＳＳ－20<br>ドアオープナー　ＨＴ90<br>プロテクションカバーセット | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 切断用器具 | | | | |
| 1 | 空気鋸 | 1式 | タイガーエアーソー(コイルホース付)<br>圧力計　1(300型)<br>替刃(15．18．24．32山)　各10<br>オイル(250cc)　2 ・ オイルキャップ　1 | |
| 2 | 大型油圧切断器 | 1 | ルーカス　LS330EN | |
| 3 | 空気切断機 | 1 | ｱｼﾞｬｯｸｽｴｱｰｶｯﾀｰM－711 | |
| 破壊用器具 | | | | |
| 1 | 削岩機 | 1 | MA－180 | |
| 2 | ﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ | 1 | 日立　DH－42 | |
| 呼吸保護用器具 | | | | |
| 1 | 簡易呼吸器 | 2 | ﾊﾟﾗｰﾄC | |
| 2 | 防塵ﾏｽｸ | 5 | 1010A型 | |
| 3 | 送排風機 | 1式 | PFE－282Y(防爆型)，フレキシブルダクト　2<br>発電機(ﾎﾝﾀﾞ　EU16i) | |
| 4 | 耐電衣 | 2 | YS－121－1 | サイズLL |
| 5 | 耐電ｽﾞﾎﾞﾝ | 2 | YS－122－1 | サイズLL |
| 6 | 耐電長靴 | 2 | YS－111 | 27センチ |
| その他の救助用器具 | | | | |
| 1 | 緩降機 | 1 | | 30m型 |
| 2 | ﾛｰﾌﾟ登降機 | 1 | ユマール登降器 | |

平成１８年度

# 消防専用無線電話装置仕様書

救　助　工　作　車

新潟市消防局

# 消防専用無線電話装置仕様書

1　趣旨

この仕様書は，新潟市が平成１８年度に購入する救助工作車（以下「車両」という。）に積載する消防専用無線電話装置（以下「無線装置」という。）について定めるものとする。

2　型式及び規格

⑴　無線装置は，「無線機器型式検定規則」（昭和３６年郵政省令第４０号）に定めるＦ３Ｅ及びＦ２Ｄの型式検定に合格した機器であるとともに，「消防防災設備整備費補助金交付要綱」（平成１４年消防消第７０号）に定める規格に適合したものとする。

⑵　無線装置の機種は，それぞれのメーカーの製品（無線装置の型式の確認された機器）のうち最新のものとする。

3　機器の構成

⑴　無線装置の機器の構成は，小型軽量で本体には外部スピーカーの取付端子があり，車両助手席前面付近の当市が指定する場所に取り付けられ，容易に着脱できるものであること。

⑵　送受話器は，ハンドセットとし，車両助手席前面付近及び車両両側面の当市が指定する位置に設け，衝撃，震動に耐える着脱容易なかけ金具をそれぞれに取り付けること。

また，音量つまみを全閉にしたときでも，ハンドセットで十分可聴できるものであること。

⑶　外部スピーカーは埋め込み型で，車両助手席付近と車両両側面の当市が指定する位置にそれぞれ取付けること。

また，無線機本体がスピーカー内蔵型の場合は無線機本体及び外部スピーカーの両方から同時に可聴できるものであり，車両両側面の外部スピーカーには入切スイッチを設け，当市が指定する位置に取付けること。

4　主な性能

無線装置の主な性能は，次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 空中線電力 | １０Ｗ |
| 電波の型式 | Ｆ３Ｅ，Ｆ２Ｄ |
| 通信方式 | 単信プレストーク方式 |
| 周波数の帯域 | １５ＭＨｚ以上とし実装周波数を満たすこと。 |
| チャンネル容量 | １６チャンネル以上 |
| 連続送信防止回路 | 連続送信防止回路を装備し，連続送信時間は６０秒とする。 |
| ＡＶＭとの連動 | ＡＶＭのキャリアセンス機能（無線機が受信状態であるとき，送信動作を規制する機能）が動作する信号の送出が可能であること。 |

5　電源電圧

⑴　電源電圧は，直流１２Ｖまたは２４Ｖとする。

ただし，車両の電源電圧が１２Ｖまたは２４Ｖのいずれであっても，当該無線装置が十分に機能するよう，無線機本体の電源スイッチと連動して入切する変換コンバーターを付加するものとする。

⑵　変換コンバーターは無線装置専用であること。

⑶　電源は，バッテリーから接続するものとし，実装配線図を添付すること。

6　実装周波数及び順位

実装する周波数及び実装順位は，次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| １ＣＨ | １５０．４５ＭＨｚ | （第１市波） |
| ２ＣＨ | １５１．７１ＭＨｚ | （第２市波） |
| ３ＣＨ | １５１．２３ＭＨｚ | （新津波） |
| ４ＣＨ | １５０．３５ＭＨｚ | （白根波） |
| ５ＣＨ | １５０．１９ＭＨｚ | （巻波） |
| ６ＣＨ | １５２．０１ＭＨｚ | （広域波） |
| ７ＣＨ | １５２．７７ＭＨｚ | （県内共通波） |
| ８ＣＨ | １５０．７３ＭＨｚ | （全国共通波１） |
| ９ＣＨ | １４８．７５ＭＨｚ | （全国共通波２） |
| 10ＣＨ | １５４．１５ＭＨｚ | （全国共通波３） |
| 11ＣＨ | １５８．３５ＭＨｚ | （防災相互波） |

7　空中線及び給電線等

⑴　空中線は，１／４λ単一型とし，エレメントの太さは，２から３ミリメートルの強じんかつ発錆しにくいものとする。

⑵　給電線は，５Ｄ－２Ｖの同軸ケーブルとし，接続コネクターはＮ型とす。

⑶　空中線，給電線の取り付けについて，無線装置の受注者は契約後車両の受注者に現物を引き渡し，その取り付けに等について指示するものとする。

8　付属品

⑴　付属品は，別紙のとおりとする。

⑵　点検調整のとき，各ユニット相互に特殊な付属コードが必要な機種は，これを一式添付すること。

⑶　その他，メーカー側で指定する標準付属品一式。

9　納入後の保証

通常の運用管理のもとで発生した故障及び調整ズレの保証については，納入後１年間無償とする。

10　部品類の補充

無線装置の部品類は，納入後いつでも補充ができるものであること。

11　写真の添付

写真は，次のものを各５部添付するものとする。

⑴　無線機本体及び付属品一式の写真（背景に車両のナンバープレートを入れて

撮影すること。）

⑵　車両に無線機本体及び外部スピーカーを取付けた写真

⑶　車両の両側面のポンプ部付近のハンドセット及び外部スピーカーを取り付けた写真

⑷　空中線を取付けた写真

12　承認図の提出

受注者は，契約後速やかに当市と無線装置の詳細部分について打ち合わせを行い後日無線装置の承認図を当市に提出し，承認を受けるものとする。

13　無線申請手続きの代行

⑴　受注者は，無線申請に必要な書類一式を当市に提出し，委任状の交付を受けて無線申請手続きを代行するとともに，納期までに無線装置を車両に積載して運用できるようにするものとする。

⑵　車両更新に伴い，車両の配置替等が生じた場合，それに伴う無線局免許申請及び無線局変更申請手続きに要する手数料等の一切は，受注者の負担とする。

14　引渡し

無線装置の引渡しは，無線免許状を添えて新潟市契約規則に定めるところに従い引渡しを行うものとする。

別　紙

付属品は，次のとおりとする。

付属品一覧表

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 試験成績書 | 2 部 |
| 2 | 送受話器 | 3 組 |
| 3 | 送受話器かけ金具 | 3 組 |
| 4 | 空中線（1/4 λ単一型，給電線を含む。） | 1 組 |
| 5 | 取扱説明書 | 2 部 |
| 6 | 外部スピーカー | 3 組 |
| 7 | 無線機器型式検定合格証書の写 | 3 部 |
| 8 | 技術基準適合証明証書又は工事設計の認証書 | 2 部 |
| 9 | 実装配線図 | 2 部 |